（リスクアセスメントの結果等の記録及び保存並びに周知）

第三十四条の二の八　（略）

2　前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一・二　（略）

三　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

（労働者の同意の取得等）

第五十二条の十三　法第六十六条の十第二項後段の規定による労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録によらなければならない。

2　（略）

（法令等の周知の方法等）

第九十八条の二　（略）

2　（略）

3　法第百一条第四項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　（略）

三　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、通知された事項に係る物を取り扱う各作業場に当該物を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

（ばく露の程度の低減等）

第五百七十七条の二　（略）

2・3　（略）

4　前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

一・二　（略）

三　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

（有機溶剤中毒予防規則の一部改正）

第十二条　有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（評価の結果に基づく措置） **第二十八条の三**　（略） 2　（略）	（評価の結果に基づく措置） **第二十八条の三**　（略） 2　（略）